

宇都宮市民憲章と自治基本条例について

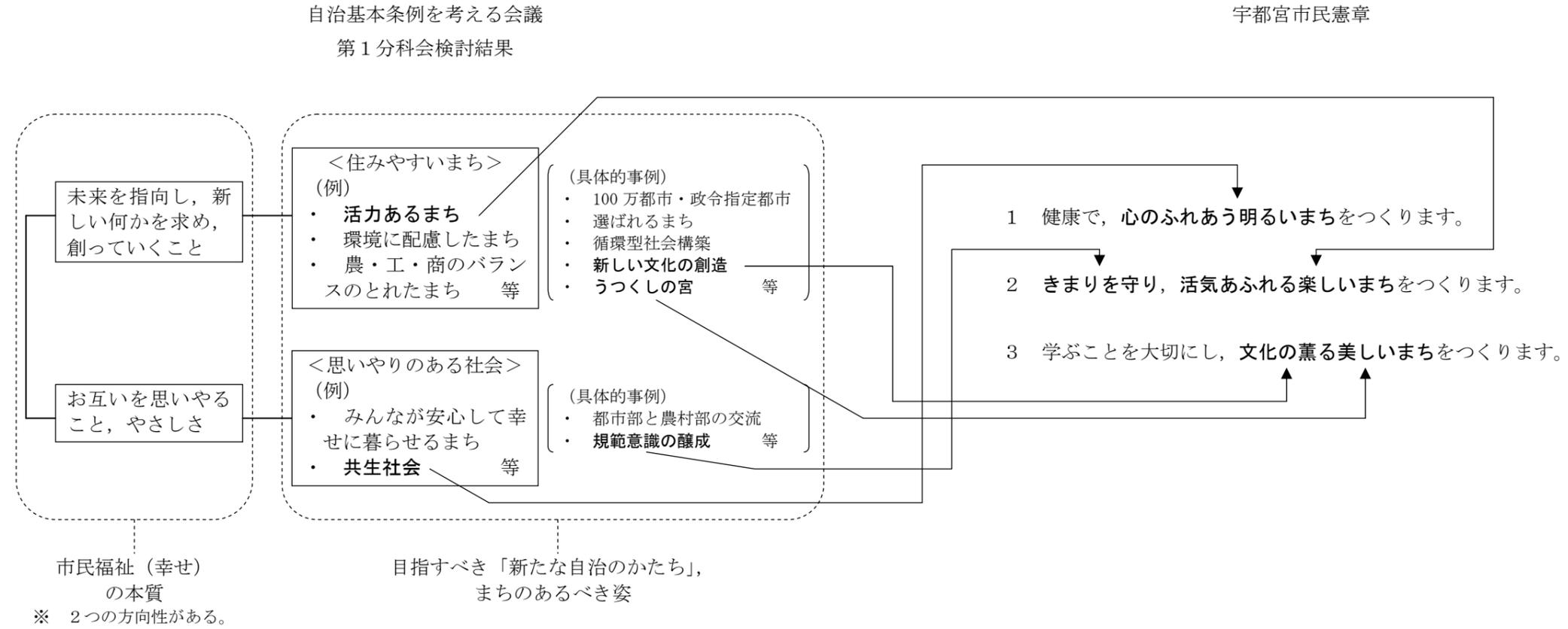
1 意見・提案

- 「宇都宮市民憲章」との整合性をどのように考えるか。「宇都宮市民憲章」のこの文章は提言書素案のここ、この文章は提言書素案のここ、等と比較できないか。

2 市民憲章と提言書素案の比較

	宇都宮市民憲章	宇都宮市自治基本条例提言書素案
制定の目的	<p>住みよいまちづくりのためには、市民の自主的、積極的な参加、協力が不可欠である。</p> <p>このため、市民の心構え、自主的な行動の規範として、郷土愛、市民道徳、生活規範等について、市民の心のよりどころとなる市民憲章を制定し、市民のわがまち意識の高揚を図り、もって市民自治の理念に基づく市民主体の住みよいまちづくりを一層推進するため制定</p>	<p>地方分権が進む中、多様な主体が協働することを基礎とした、市民主体のまちづくりを確立するために必要となる、基本的で普遍的な事項及び仕組みを定める。</p>
性 格	市民の誓い	市のきまり
文章比較	宇都宮市民憲章	宇都宮市自治基本条例
	<p>宇都宮市は、恵まれた自然と古い歴史に支えられ、二荒の森を中心に栄えてきたまちです。</p>	<p>(前文)</p> <p>・ 宇都宮市は、関東平野北部に位置し、日光連山から続く山並みのふもと、鬼怒川に由来する豊富な水、緑、肥沃な大地をはじめとする、恵まれた自然に支えられ、古くから二荒の杜を中心に、門前町、宿場町、城下町として発展してきたこと。</p>
	<p>このふるさとに誇りをもち、みんなの力で豊かな未来を築くため、市民の誓いを定めます。</p>	<p>(前文)</p> <p>・ 私たちは、この地において、古きよきものを守りつつ、未来を見つめ、新しい文化を求め、創っていかうとする中で、互いに共通する思いとして、より住みやすいまちを構築していきたいと考えていること。</p>
	<p>1 健康で、心のふれあう明るいまちをつくります。</p>	<p>(前文)</p> <p>・ また、私たちは、まわりの人々も幸せにしていこうというやさしさを持ち、思いやりのある社会を構築していきたいと考えていること。</p>
	<p>2 きまりを守り、活気あふれる楽しいまちをつくります。</p>	<p>(・自治基本条例自体が市民みんなが守るべききまり・ルールである。)</p> <p>(前文)</p> <p>・ 私たちは、この地において、古きよきものを守りつつ、未来を見つめ、新しい文化を求め、創っていかうとする中で、互いに共通する思いとして、より住みやすいまちを構築していきたいと考えていること。</p>
	<p>3 学ぶことを大切にし、文化の薫る美しいまちをつくります。</p>	<p>(前文)</p> <p>・ 私たちは、この地において、古きよきものを守りつつ、未来を見つめ、新しい文化を求め、創っていかうとする中で、互いに共通する思いとして、より住みやすいまちを構築していきたいと考えていること。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>・ 市民は、公共的活動に参画し、遂行するために必要な知識の習得及び技術の向上のため、自己研鑽に努めること。</p>

3 第1分科会の検討結果と市民憲章の比較



※ 第13回考える会議第1分科会において、ここに掲げられている文言が、宇都宮市民憲章と競合しないものだと考えられる旨の議論がなされている。

4 結論

宇都宮市民憲章は「市民の心のよりどころ」、「市民の誓い」として、宇都宮市民が作りあげていくべきまちの理想を掲げたものである。

これに対し、宇都宮市自治基本条例（提言書素案）は、市民主体のまちづくりを確立するために必要となる、基本的で普遍的な事項及び仕組みを定める市のきまりである。

この2つはその目的・性格を異にしており、いずれにも意義があつて、競合するものではない。

なお、宇都宮市自治基本条例（提言書素案）は、前文において目指すべき自治の姿が述べられているが、これは、宇都宮市民憲章の趣旨を十分に踏まえたものである。